

第1回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会 議事録（案）

日 時 平成 26 年 9 月 17 日（水） 13:30～16:00
場 所 I C B A 会議室

資 料

- 【資料1】 部会員名簿
- 【資料2】 平成 25 年度第 2 回企画改善部会議事録
- 【資料3】 企画改善部会及びWG開催スケジュール（案）
- 【資料4】 通知・報告配信システム 運用方法と企画改善部会での検討範囲（概念図）
【参考】 通知・報告配信システム 運用方法と企画改善部会での検討範囲（概念図）に関する参考資料
- 【資料5】 平成 26 年度の取り組み（案）

出席者（敬称略）

大阪府：津田 敏史
神奈川県：小川 祥子
さいたま市：大江禎一郎
日本 ERI(株)：内田 広也
ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可
国土交通省：齋藤 康介
事務局 坂田、久保

議 事

1. 部会長の選任（資料1）

◇部会員の互選により、さいたま市 大江様に決定。

2. 前回議事録の確認（資料2）

◇今年度の検討スケジュールについて、前回部会で確認し、連絡協議会総会を経て決定した経過について部会長より説明された。

記載内容について気付きがあれば事務局に連絡することとする。

3. 検討課題とスケジュール（資料3）

◇今年度の検討課題の報告と、部会及びWG開催スケジュール案を確認した。

部会及びWG開催スケジュールについては原案どおりとする。

4. 具体的な検討事項（資料4、5）

◇平成 22 年度以降の通知・報告配信システムに係る検討経過が事務局より説明された。

今年度の取り組み事項は資料5に基づき、次のとおりとすることを確認した。

- ①大阪府による「データ本位型」運用ルールのブラッシュアップ
- ②さいたま市・ビューローベリタスジャパンによる「データ本位型」実証実験継続
- ③その他「データ本位型」実証実験の追加

【主な質疑・意見】

さいたま市

- ・現在までの実証実験の進捗により、確認審査報告書以外はデータ送信に対応し、ペーパーレス化となっている。今後なるべく早い段階で確認審査報告書もデータ送信に対応するが、その際は建築計画概要書及び建築工事届の原本はまとめて送付とする予定。
- ・建築計画概要書については、テキストデータ、イメージデータ、その後到着する原本を加えて3通りのものがさいたま市に残ることになる。そのうち、建築主変更等で概要書の記載事項に変更を生じた場合は、イメージデータを印刷したものに朱書き訂正し、それを再度イメージデータ化してシステムに取り込むことになる（概要書閲覧の関係で、朱書き訂正による最新情報をシステムで表示させる必要があるため）。
- ・この場合、結局イメージデータが「正」になるので、紙原本は不要ではないかとの議論がある。
- ・イメージデータの登録容量がオーバーし、登録できないことがある。
→システム的な上限は次のとおり（事務局）。
台帳・帳簿登録閲覧システム：各物件 10MB
通知・報告配信システム：各物件 2MB（※11月頃に5MBに拡張予定）

ビューローベリタス

- ・他の特定行政庁に対するデータ送信については、データ本位型であれば対応可能である。
- ・データ本位型のメリットは、(郵送本位と比較して)通知・報告期限に余裕ができる点と、書類の紛失を防ぐことができる点であると考えている。

大阪府

- ・府下特定行政庁のデータ送信への参加意向について調査したところ、システムを未導入ところもあり、すべての足並みを揃えるのは難しい状況であるが、いくつかの特定行政庁からは前向きに取り組みたいとの回答があった。現在、これらの特定行政庁にヒアリングを実施中である。特定行政庁が指定確認検査機関に求める事項について、大まかな共通項がまとめれば、次は指定確認検査機関に働きかけたいと考えている。

神奈川県

- ・指定確認検査機関から送付された通知・報告の内容を確認、処理するため、到着したデータはすべて紙に打ち出す必要がある。
→通知・報告の件数の多さと添付ファイル容量の大きさを考慮すると、庁内の電子決裁システムにはなじまないと思われる（ため、紙への打ち出しは省略できないのではないか）（さいたま市）。
- ・通知・報告があったものについて1物件ごとに処理を行うため、データ本位型の場合は確認審査報告書を印刷することが必要（※現在の台帳システムでは印刷できない）。
→到着した書類を一括決裁する場合は、データ抽出による物件のリストにより、決裁文書の表紙として利用可能である（さいたま市）。
- ・建築計画概要書は、申請者の提出した紙のものが正であり、スキャナ画像は正になり得ないということはないか。
→法的にはスキャナ画像を正とすることが可能であり、これはデータ本位型の前提である（事務局）。

- ・データ本位型では、何をもって「受理」とするのか。

→通知・報告配信システムでは、送信データを受信した段階、そのデータを特定行政庁に配信した段階、それが特定行政庁で台帳登録された段階で、各々指定確認検査機関にその状況をフィードバックする仕組みとなっている。このうち、特定行政庁で台帳登録された段階が「受理」に該当する。なお、7日以内の期限に関するものは、特定行政庁に配信した（到着した）段階であり、担当者がその中身を参照したかどうかは無関係であると考えている（事務局）。

5. その他

- ・基準法システムWGは、メンバー全員ではなく、実証実験を単位として個別に現地にて開催する方針。
- ・次回部会開催は平成27年3月20日とする。
但しWGの進捗に応じて、それより前に開催することもあり得る。

以上